

平成 20 年 7-9 月期 1 次 Q E における小売マージンの推計方法の変更について

小売マージンの基礎統計として『法人企業統計調査』（財務省）の小売業の売上高及び売上原価の系列からもとめたマージン率を利用している。このマージン率に関し、平成 20 年 4-6 月期の小売業の資本金規模 2 千万円以上 5 千万円未満及び資本金規模 5 千万円以上 1 億円未満の区分（9 月 5 日公表）において、過去の動向から考えると前期値と当期値の間に著しい非連続性が認められる。

このため異常値処理として、平成 20 年 7-9 月期 1 次 Q E（11 月 17 日公表予定）以降当面、平成 20 年 4-6 月期以降のマージン率に関して以下のような推計方法の変更を行う。

（処理前の小売業のマージン率（資本金規模別）） （単位：％）

	1 千万円以上 2 千万円未満	2 千万円以上 5 千万円未満	5 千万円以上 1 億円未満	1 億円以上 1 0 億円未満	1 0 億円以上
20 年 1-3 月期	30.0	20.8	21.9	24.6	29.1
20 年 4-6 月期	29.3	27.7	24.3	24.6	29.5

（推計方法の変更）

小売マージンに関し、平成 20 年 4-6 月期以降当面、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】・小売業の全規模の売上高と売上原価を使用してマージン率を推計。

【変更後】①資本金規模 2 千万円以上 5 千万円未満及び資本金規模 5 千万円以上 1 億円未満の階層の売上原価を、過去 2 カ年同期の平均マージン率と当該期の売上高からとめる。

②もとめた売上原価と当該期の売上原価の差額を、全規模の売上原価に加算する。

③加算後の全規模の売上原価と、全規模の売上高から、マージン率を推計。